

「ごみ屋敷」対策に関する調査

結 果 報 告 書

令和 6 年 8 月
総務省行政評価局

前 書 き

建築物やその敷地に物品が堆積され、悪臭や害虫の発生、堆積物の崩落や火災発生のおそれがあるなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」事案が各地で見られる。

「令和 4 年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書」（令和 5 年 3 月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）によると、平成 30 年度から令和 4 年度の期間において、「ごみ屋敷」事案を認知している市区町村は、全市区町村のうち 38.0%（661/1,741 市区町村）であり、認知している「ごみ屋敷」事案件数は 5,224 件に及んでいる。

「ごみ屋敷」事案に直接対応する法律や国の制度はない。「ごみ屋敷」事案への対応は、堆積物の排出にとどまらず、物品を堆積している居住者への福祉的支援が必要となることも多く、対応について居住者の理解が得られない場合や、一度堆積物を排出しても再発する場合など、市区町村は対応に苦慮しており、市区町村からは国の支援を期待する意見も聴かれる。

このような状況を踏まえ、本調査は、「ごみ屋敷」事案の実態や、国及び市区町村の対応状況、課題等を明らかにするとともに、「ごみ屋敷」事案の解消及び周辺生活環境の改善の促進に向け、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 本調査の視点等	2
2 「ごみ屋敷」事案の実態	3
(1) 市区における「ごみ屋敷」事案の把握状況	3
(2) 「ごみ屋敷」事案の態様	5
ア 家屋・堆積物の態様	5
イ 居住者の態様	7
3 「ごみ屋敷」事案への対応体制	12
(1) 国における「ごみ屋敷」事案への取組状況	12
(2) 調査対象市区における対応体制等	12
4 「ごみ屋敷」事案への対応状況	24
(1) 対応状況の概要と未解消要因	24
(2) 段階別の対応状況	25
ア 把握段階	25
イ 対応段階	28
ウ 再発防止段階	43
5 まとめと所見	47
資料編	52

